シリーズ人権教育　第１３１回

﹁アカハラ﹂って？



　鳥や魚のなかに、アカハラと呼ばれているものもありますが、動物のことではありません。

　近年、大学や大学院などで学生が教授等から、上下関係を背景とした嫌がらせを受けたとして訴えるケースが増えています。

　学問の場（アカデミック）での嫌がらせ（ハラスメント）であることから、アカデミック・ハラスメント、略して「アカハラ」と呼ばれています。

　体罰の問題や、パワーハラスメントと同様に「上下の力関係」の存在により起こるものです。

　学生は、教授等に指導されている立場であり、中傷されたり、尊厳を傷つけられても反論がしにくいのです。

　中には、プライバシーに関わることを吹聴されたり、退学を余儀なくされるケースもあります。

　大学等の教室や研究室は、教授等と学生のみが出入りする空間となり、そこでは当事者だけの力関係が全てであり、他者が介入することは、ほとんどありません。

　このように、当事者の上下関係が固定され、第三者的な他者の目が届かない場所でアカハラが起こります。

　アカハラになりうる例として、次のようなことが示されています。

・論文や研究に対して不当に低い評価をする。

・極端に負担が大きく、処理に膨大な時間を要する課題を与える。

・特定の学生に十分な指導をしなかったり、指導を放棄したりする。

・ゼミなど他人の面前で過度の叱責をする。

・研究設備の使用を不当に制限する。

・学生の希望にそぐわない専攻や研究テーマを強要する。

・就職活動に必要な書類を書かないなど不利な扱いをする。等

　（公益財団法人　人権教育啓発推進センター　発行物より）

　もしも、アカハラではないかと感じたら、第三者に相談することはもちろんですが、事実経過を記録しておくことが問題解決に役立ちます。

　教授等は、熱心な指導のつもりでしていることが、学生にはハラスメントと受け取られる場合もあるので、「この程度は許される」「学生との関係は良好だ」など思い込み

をしないことが大切です。

　ハラスメントの問題は、個人個人の受け取り方、感じ方によって変わってきます。どこまでが指導の範囲なのか、どこからがハラスメントとなるのか判断のつきにくい問題ですが、今日、人権を尊ぶ意識が高まっており、理不尽な言動は許されない時代となっています。

　アカハラの問題に限らず、人権は、何かあった時だけ考えるものではありません。日常生活の中に、当たり前に存在しているのです。

